

Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018 公募サポート事業について (Q & A)

1. 対象となる事業

Q. 申請を行うにあたり、横浜市内在住（在勤・在学）である必要がありますか？

A. 市内在住（在勤・在学）である必要はありません。市外在住の方であっても申請いただけます。

Q. 平成 30 年 8 月 4 日～9 月 30 日に横浜市内で開催する事業とありますが、一定期間実施する事業であって、その一部がこの期間外である場合、対象となりますか？例えば 7 月から 8 月にかけて 2 か月間ダンスのワークショップを開催し、9 月と 10 月にそれぞれ 1 回ずつその練習の成果を発表する発表会を実施する場合、対象になりますか？

A. 一連の事業のうち、その一部が期間内に実施されるものは対象となりますので、この場合は対象です。ただし、期間内に実施する事業が申請団体による主催事業に限ります（共催や後援事業は対象外）。

Q. 横浜市全域を対象とはどういう意味ですか？

A. 複数区、市内全域を対象に出演者や観覧者の募集等を行って実施する事業が本事業の対象となり、1 区内で実施する事業や、区より小さい範囲（自治会町内会など）を対象とした事業は対象外となります（実際の対象範囲については、広報制作物やその配架場所等により実績を確認いたします）。

Q. 拡充する事業とはどのようなことですか？

A. 例年、横浜市内で開催している事業で、ダンスフェスティバルの開催に合わせて、新たにダンスの要素を盛り込む、または例年よりダンスの要素を増やして実施する事業を言います。申請にあたっては、これまでの事業から何をどのように拡充するかを明確に示していただく必要があります。

Q. トップアーティスト等による芸術性・創造性が高い事業とありますが、どのような事業が考えられますか？

A. プロとして国内（外）で活躍するアーティストによる公演やワークショップ等が該当します。

Q. クリエイティブ・チルドレンの取組とはどのような取組ですか？また、次世代とはどの年代を指すのですか？

A. 次世代育成事業のことで、概ね幼児から大学生までの次世代を担う若者たちを対象とした事業です。例えばワークショップや発表会等の実施、鑑賞機会の提供、事業の企画・運営などでの参画機会の提供など、未来を担う若者たちの豊かな創造性や感性を育むような取組です。

Q. クリエイティブ・インクルージョンの取組とはどのような取組ですか？

A. 人種、年齢、性別、障害等にかかわらず、誰もが参加ができるフェスティバルを目指しています。例えば、年齢制限がなく、様々な年代の人が公演の企画立案から実施に携わることで世代を超えた交流ができる事業、また乳幼児や障害がある人も気軽に参加、体験、出演、鑑賞ができる事業等です。

Q. 海外からのインバウンドが見込まれるなど、新しい観光需要を喚起し、街の賑わいづくりに寄与するとは具体的にどのような事業ですか？

A. 例えば観光施設や他のイベントと連携した事業、訪日外国人でも楽しめる公演、日本文化に触れられるワークショップや公演等です。

Q. なぜフランス・リヨン市が関係しているのですか？またリヨン市以外でも国際性があるものであれば該当しますか？

A. 2018年は日仏交流160周年の年であり、今回のダンスフェスティバルでは横浜市の姉妹都市であるフランス・リヨン市で行われるダンス・ビエンナーレと連携をします。国際性がある事業とは、リヨン市以外も対象としますので、例えば海外文化を題材とした公演や、海外アーティストを招へいする公演等が該当します。

Q. 企業からの協賛金や個人からの寄付金をもらっても問題ありませんか？

A. 問題ございません。収支予算書に記載してください。

Q. 営利を目的とする事業の定義は何ですか？

A. 本補助金の支援を受けなくても収支のバランスが取れる、または著しく黒字となる見込みがある事業については営利を目的とする事業と判断させていただきます。また、会場のキャパシティ及びチケットの金額、実施内容等を総合的に勘案し、営利を目的としているかどうかを判断させていただきます。

※0516 更新

Q. 高齢者や障害のある方を対象としたイベントは、今回の対象になりますか？

A. 高齢者や障害のある方を対象としたイベントは、クリエイティブ・インクルージョンの取組（人種、年齢、性別、障害等にかかわらず、誰もが参加ができる取組）にあたりとされるため、対象となります。

2. サポート内容について

Q. WEBなどのデジタル広報だけでなく、紙面での広報支援はありますか？例えば「広報よこはま」への掲載はしていただけますか？

A. 認定事業は公式ガイドブックに掲載してご紹介させていただく予定です。「広報よこはま」は Dance Dance Dance @YOKOHAMA 2018の全体概要について掲載をする予定ですが、個別事業について事務局から掲載する予定はございません。広報よこはまへの広告掲載については横浜市のホームページよりご確認ください。

3. 提出書類について

Q. 募集要項「4 提出書類」に記載されたもの以外に、実施する事業の参考となる資料を添付してもいいですか？

A. 問題ありません（出演予定者や類似イベント、市内初開催の場合で前回他都市において実施した際のパンフレット等が想定されます）。なお、いただいた参考書類は返却できませんのでご了承ください。

Q. 登記事項証明書については、原本での提出が必要ですか？

A. 原本での提出をお願いします。

Q. 補助対象経費の「舞台費」に「大道具費」「小道具費」がありますが、補助対象外経費の「備品等購入費」との違いは何ですか？

A. 備品とは、事業終了後も使用可能な物品のことを言います。例として、大道具の作成に使用するベニヤ板等は、大道具費にあたり補助対象経費となりますが、スピーカーを購入した場合は備品等購入費に

あたり補助対象外経費となります。

Q. 今回の事業を実施するために、スピーカー等の備品を新規に購入した場合は補助対象外経費となりますか？

A. 補助対象外経費となります。今回の事業のために購入したものであっても事業終了後も資産となる物を購入した経費は備品等購入費にあたります。

Q. 会場使用料について、自らが所有または管理する会場で稽古や事業を実施する場合、補助対象経費に含んでも良いですか？

A. 会場の所有団体と主催団体が同一の場合、また団体名が異なっても団体の構成に明らかな違いが認められない場合は補助対象外経費となります。また、個人が管理する会場において、主催者と管理者が親子である等の血縁関係が生じている場合も補助対象外となります。ただし、実行委員会形式で委員会を構成する複数の団体のうち、1つの団体が所有または管理する会場において実施する場合の会場使用料については、補助対象内となります。

Q. スタッフの弁当代は補助対象経費となりますか？

A. 飲食に係る経費に該当し、補助対象外となります。ただし、会議の際に提供のお茶代は会議費として扱うことができ、補助対象経費となります。

Q. 申請締切り（5月25日）以降に内容の追加・変更があった場合はどうしたらいいですか？

A. 追加・変更となった場合は、分かり次第ご連絡ください。なお、審査は5月25日時点の書類で実施します。大幅な内容変更があった場合、内容によっては、補助金交付決定となっていた事業であっても不交付となる場合があります。

4. 選考について

Q. 審査委員会を見学することはできますか？

A. できません。非公開になります。

Q. だいたい何事業が認定されるのですか？

A. 前回の Dance Dance Dance @YOKOHAMA 2015 と同程度を想定しています。

(参考： Dance Dance Dance @YOKOHAMA 2015 公募サポート事業 採択件数 11 件、交付金額総額 325 万円)

Q. 補助金不交付の事業が、別に募集しているパートナー事業の要件を満たしている場合は、「パートナー事業」として認定とありますが、パートナー事業とはどのようなものでしょうか？

A. パートナー事業に認定した事業については、補助金の交付はありませんが、公式ホームページでの紹介や SNS での相互フォロー、チラシの配架等の広報協力をさせていただきます。詳しくは Dance Dance Dance @YOKOHAMA 2018 公式ホームページの「パートナー事業募集」のページをご覧ください。

Q. 市民が主体となって行う、市民が出演するなど、市民参加の要素が含まれているかということが評価のポイントにありますが、市民とは市内に在住する人を指すのですか？

A. 市民とは横浜市内に在住・在学・在勤するみなさまを意味します。市民参加の要素として、市民の誰もが参加できる、市民の発表・出演の機会を設けている、市民団体が運営・実施するなどがあります。

※0516 更新

Q. 開催するイベントの規模というのも評価に関わってきますか？

A. 「横浜市全域を対象とした、誰でも参加できる事業」であることなどの条件を満たしていれば、イベントの規模というよりも、イベントの内容・全体を見て評価します。

5. 補助金交付にあたって

Q. 公募サポートの認定が出るのを待つと、公演チラシにロゴや指定の文言・クレジットを入れることができません。早めにチラシを作成する場合、どうすればいいですか？

A. 先にパートナー事業の申請をお願いします。パートナー事業は約2週間で認定していますが、急ぎであればお電話でご相談ください。

Q. 既に作ってしまった広報物があります。ロゴや指定の文言・クレジットを入れるために作り直しは必要ですか？

A. 作り直しは不要です。今後作成されるものから入れてください。

Q. 事業終了後に提出する収支決算書について、領収書は必要ですか？

A. 補助対象経費に該当する支出について、領収書または支出を証する書類の写しが全て必要となります。それらがないものは補助対象外経費となりますのでご注意ください。なお、原則として領収書や支出を証する書類（写し）等の日付は認定通知書の発行日以降のものが有効となります。会場費等、認定通知前に支出せざるを得ないものを補助対象経費とする場合、別途ご相談ください。

※今後寄せられる質問につきましても、Dance Dance Dance @YOKOHAMA 2018 公式ホームページにおいて定期的に回答していきます。